

(1) 面積によりスプリンクラー設備の設置が必要となる施設について[新規1]

昭和62年 病院のスプリンクラー基準見直し(6,000㎡⇒3,000㎡)
(消防法施行令改正)

有床診療所は、入院時間の上限(48時間)が定められており、一時的な入院しか行わない施設であるため、従前の基準(6,000㎡)を適用

平成18年 入院時間の上限を撤廃(医療法改正)

平成25年10月11日 福岡市診療所火災の発生

有床診療所にも長期的に患者が入院しており、病院と同等の火災危険性があることが顕在化



有床診療所・有床助産所について、病院と同様に3,000㎡以上(平屋建ては除く)にスプリンクラー設備を義務付けてはどうか

(2) 火災時の避難が困難な者が入院する施設について[新規2]

職員が避難誘導に専念する必要がある施設については、面積にかかわらずスプリンクラー設備の設置を義務付けてはどうか

※対象は、次のいずれにも該当しない施設とする。

- 入院が常態化していない施設
- 避難が困難な者が入院することが想定しがたい施設(入院患者の主な診療科によって判断する仕組みを想定。)

⇒ 詳細については資料3-7参照

